

ILO（国際労働機関）
結社の自由委員会 宛
CC：労働者活動局

2015 年 9 月 5 日

2844 号事案（日本）についての追加情報

2844 号事案に関して、2015 年 2 月 4・5 日の最高裁決定後に重要な動きがありましたので、追加情報の提供を致します。

1. 国会における塩崎厚生労働大臣の答弁

塩崎大臣は、2015 年 3 月および 4 月、第 189 国会の各委員会で、次のとおり答弁している。

1-1. 3 月 19 日 参議院予算委員会に於ける辰巳孝太郎議員質問への答弁

「ILO 第 370 次結社の自由委員会報告書の当事案に関する勧告パラグラフ 66.において指摘をされております。経済的理由のため雇用終了となった労働者再雇用に関する事項についても労使の協議事項となりうると思います。」

「労働組合から、会社側が今ご指摘のような当局の要請に応じて今後とも適切に対応してまいりたいと発言しているとの情報はいただいているところです。」

1-2. 4 月 15 日 衆議院厚生労働委員会に於ける初鹿明博議員質問への答弁

「今回のJALのようなケースの場合、整理解雇された職員の再雇用に関する事項についても、まずは労使の当事者が自主的に解決に向けて努力をしなければならないということに尽きると思います。」

「会社側からは、再雇用に関する事項についても、労働組合との間でやりとりを行っていると私どもは聞いておりまして、今後の状況を見守って、話し合いがしっかりとされるものかどうかということも注視をしていきたいというふうに思います。」

「基本は先ほど申し上げた通りでありますて、労使で話し合いをするということが大事で、今申し上げたように、JALをおやめになった方々との間に話し合いが、やりとりが行われているというふうに聞いているわけでありますので、これが起きるように注視をしていくというしかないと私はおもっています」

「話し合いをしていると聞いていることが真実になって、ちゃんと話し合いが行われることを我々としても注視していきたいというふうに思います。」

1-3. 小括

これらの答弁からわかるように、解雇された原告らとの話し合いを含めて、解決にむけた労使交渉がなされるべきことが、政府見解として、表明されている。その上で、日本政府は、「労使の交渉を注視する」ことから一步を進めて、労使交渉の実現にむけて積極的に関与することが求められている。

2. 会社見解

2-1. 日本航空乗員組合（JFU）との団体交渉における会社発言

【2015年3月13日の経営協議会】

「“解雇問題は労使で話し合って解決策を決めて行かなければならない”という組合主張は、その通りだ。」

【2015年5月21日の団体交渉】

「今のところ示すことができる解決策はないという事だが、今の状況を放置するとも言つてはいない。」

【2015年5月27日の団体交渉】

「解雇された方を再雇用してはならないという、社内の決まり・規則はない。」

【2015年6月2日の団体交渉】

「今の段階では被解雇者を戻す考えはない。」

「今までの考え方と違う考え方があるのであれば、将来的には原告団と直接の協議の場を持つことはあるだろうが、現時点ではない。」

「今のところは解雇を撤回する考えはない。経営側の考えが何か変われば、話し合いもあるかも知れない。」

【2015年6月14日の交渉】

「東京都労働委員会が“管財人の不当労働行為”と認定し、会社に出された救済命令を日本航空として履行していないという組合指摘は、その通りだ。」

(根拠や資料を全く示さないままに“職場に戻さないという、要求に応じない”という結論だけを言い続ける経営姿勢は、誠実交渉義務違反の不当労働行為に当たる、という組合主張に対して)

「会社としては、これまででも会社主張をお伝えしているつもりだ。資料は思いつかない。」

【2015年6月15日の団体交渉】

「塩崎厚生労働大臣の“今後の状況を見守り、労使協議を注視している”等の一連の国会発言については、知っているし、理解している。」

2-2. 日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）との団体交渉における会社発言

【2015年3月13日　社長はじめ役員が揃った経営協議会】

「(このまま放置しておくのか?に対し) 争議はなるべく早く終わらせたい。」

【2015年6月9日の団体交渉（4月の塩崎厚生労働大臣の発言について）】

「(これまでの大蔵発言より) より具体的になったかなという気がする。」

「(国会でとりあげられたことについて) 整理解雇問題は、重要な項目の一つと認識している。」

「(ILO勧告との関係で)理解している。」

【2015年6月16日　(CCUから具体的な解決に向けたトップ交渉の申し入れに対して)】

「何度も社長に伝える。今後も協議するということを再回答として受け止めていただきたい。」

2-3. 株主総会（2015年6月17日）での株主からの質疑への会社答弁

「被解雇者を職場に戻すという考えにはない。」

「ILOからの勧告については、勧告自体は日本政府になされたものと考えているので、会社としてのコメントは差し控える。一方、その勧告に基づいて日本国の当局から要請があった場合には、適切に対応していきたい。いずれにしても、会社における組合との協議については、きちんと誠意をもって対応していきたいと思う。」

2-4. 小括

会社側は、協議・話し合いはすると発言はする。しかしながら、内容については、「被解雇者を職場に戻す考えはない」として、解雇された労働者の職場復帰にむけた協議・交渉は全く行われていない。

3. 東京高等裁判所 2015年6月18日判決

3-1. 2015年6月18日、東京高等裁判所は、日本航空乗員組合（JFU）や日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）が、整理解雇の撤回の要求を掲げて争議権の確立のための組合員の一般投票を実施していた期間中に、更生管財人が行った発言について、2014年8月28日の東京地裁判決に引き続いで、労働組合法7条が禁じる「支配介入」の不当労働行為であると、明快に断定する判決を下した。

3-2. 本件判決は、「日本国憲法 28 条は勤労者の団結権を保障し、団体交渉その他の団体行動をする権利を保障している」、そして、スト権については、「本件で問題とされた争議権の確立は、労働組合が会社と交渉する際に、会社との対等性を確保するための有力な対抗手段となるものであって、現行の労働法制の下では、労働組合にとって最も根幹的な権利の一つであり、そのような意義を有する争議権の確立を目指して組合員投票を行うことは、労働組合としての在り方そのものを問う極めて重要な組合活動である」として、スト権投票への介入は、組合運営への支配介入行為として違法であると結論した。

本件判決は、「会社がその存立のために争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めところをも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかないであって、そのような妥協を図る方法によることなく、一方的に労働組合の運営に重要な影響を及ぼすようなことをのべるなどして、その運営に介入しようとすることは、労働組合の自主性や独立性を脅かすもの」であると述べている。

本件判決は、整理解雇回避に向けた労使交渉による解決を図ることなく、一方的に労働組合の運営に重大な影響を及ぼすようなことを述べるなどして、その運営に介入しようとしたことは、労働組合法7条3号が禁止しているところであると、当時のJALの姿勢を厳しく批判した。

3-3. 整理解雇は、支配介入という違法体制のもとで強行されたものとして、その見直しが迫られている。その見直しとは、高裁判決の論旨によると次のとおりとなる。

- ・ 労働組合のストライキ権が確立されて、対等な交渉条件が確保されたもとで、労使が共に譲歩しあって解決しなければならない。
- ・ 日本の不当労働行為制度は、原状回復を原則としている。
- ・ 現在における原状回復とは、リストラの悪影響を最小限とするための解決交渉を今から始めることがある。

しかしながら、会社側は、地裁、高裁と敗訴したにもかかわらず、最高裁に上告しており、未だ、判決を遵守しようとしていない。

4. ILOへの要請

本情報に記載した厚労大臣の答弁、東京高裁の判決は、整理解雇に係わる労使問題の解決に向けて重要な動向であると、JFU および CCU は認識しています。JFU および CCU は、これらの有利な条件を活かして、ILO 勧告に基づく交渉を実現させて、労使問題が全面解決するよう、引き続き奮闘することを表明します。

しかしながら会社側は、解雇された労働者を「職場に戻す考えはない」という態度を全く変えておらず、ILO 勧告に基づく交渉の開始が、緊急に求められます。政府もまた、「労使の交渉を注視する」との立場を具体化する、行動が求められています。

これらの現状を踏まえ、ILO におかれでは、フォローアップを行い、更に適切な援助をなされるよう、要請致します。

以上

日本航空乗員組合（住所、連絡先：英文本文には記載）

委員長 田二見 慎一

日本航空キャビンクルーユニオン（住所、連絡先：英文本文には記載）

委員長 古川 麻子